

第4章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

本計画は坂戸市総合計画、実施計画に則ったものであり、その推進に当たっては、坂戸市及び教育委員会が、国・県の関係機関をはじめ、学校・家庭・地域社会・行政の密接な連携を図るとともに、それぞれが適切な役割と責任を果たすことを求めつつ、本計画に定める施策・事業の着実な推進をしていきます。

また、坂戸市では平成27年4月に施行された改正「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）により制度の見直しが行われたことにより、市長と教育委員会が教育政策について協議を行う総合教育会議^{*}が設置されました。

今後においても、市長と教育委員会が連携し、総合教育会議^{*}において、重要な事項等に対する取組について審議を行い、必要な施策の見直し等を随時行うとともに、教育委員会会議の充実を図りながら、開かれた教育委員会運営に努め、より良い教育行政を目指します。

第2節 計画の周知

本計画の実施に当たっては、子どもの教育にかかわる全ての市民への周知を図り、意識啓発を行い、共通理解を得ながら推進していくことが重要となります。

本計画の周知へ向け、広報紙やホームページ、SNSをはじめ、あらゆる媒体・機会を活用して市民へ周知するための広報活動を積極的に展開します。

第3節 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクル（計画の策定－計画の実行－点検・評価－見直し・改善）に基づいて行い、本計画に定める目標値の達成度合いを基準に、必要な改善策を検討し、新たな施策に結び付けていきます。

本計画の進行状況については、教育委員会で毎年度実施している事務事業の点検評価に、学識経験者等の知見を活用しながら、現状と課題についての分析を行い、その結果についてホームページ等で公表し、周知していきます。

■ P D C A サイクルに基づく計画の推進

